

企画財政局

【款：総務費 項：総務管理費 目：一般管理費】

- (1) 自動車運送事業会計清算事務事業費 3,604
旧交通局発行の回数カード等（平成31年3月31日まで利用可能）に係る清算事務を行う。 (3,219)
- (2) 予算編成等関係事業費 2,882
予算書の作成など、予算編成等における一連の事務を行う。 (2,979)
- (3) 尼崎市ふるさと納税推進事業費 34,882
ふるさと納税の推進を図るとともに、市内産業のPRを通じた活性化に寄与するため、一定金額以上の寄附を行った寄附者に対して、市内企業の商品等を記念品として贈呈する。 (35,009)
- (4) 全国市長会等負担金 4,599
全国市長会等関係諸会議の開催及び出席を通じて必要な情報の提供、収集を行うとともに、関係各市との意見交換等を行う。 (4,599)

【款：総務費 項：総務管理費 目：財産管理費】

- (5) 財政調整基金積立金 28,666
尼崎市財政調整基金条例に基づき、本市財政の健全な運営に必要な財源として同基金に積み立てる。 (28,182)
・前年度決算剰余金
・預金及び繰替運用収入等

《基金残高の推移》

(単位：千円)

財政調整基金	26 末残高	27 末残高	28 末残高	29 末残高	30 積立	30 取崩	30 末残高
	3,871,473	3,981,056	7,410,498	5,486,456	28,666	2,200,000	3,315,122

- (6) 減債基金積立金 984,946
尼崎市減債基金条例に基づき、市債の償還に必要な財源を確保し、もって市財政の健全な運営に必要な財源として同基金に積み立てる。 (1,784,063)
・公共施設マネジメント計画に係る土地売却収入
・預金及び繰替運用収入等

《基金残高の推移》

(単位：千円)

減債基金	26 末残高	27 末残高	28 末残高	29 末残高	30 積立	30 取崩	30 末残高
アルカイク広場分	1,044,043	0	0	0	0	0	0
公共施設マネジメント計画分	0	738,000	738,000	2,542,581	243,000	21,878	2,763,703
その他	5,873,767	6,125,058	5,492,070	3,746,455	741,946	2,000,000	2,488,401
合計	6,917,810	6,863,058	6,230,070	6,289,036	984,946	2,021,878	5,252,104

- (7) **公共施設整備基金積立金** 84,597
 尼崎市公共施設整備基金条例に基づき、公共施設の整備等に必要な財源として同基金に積み立てる。 (72,662)
 ・モーターボート競走事業会計からの繰入金
 ・預金及び繰替運用収入等

《基金残高の推移》

(単位：千円)

公共施設 整備基金	26 末残高	27 末残高	28 末残高	29 末残高	30 積立	30 取崩	30 末残高
	3,382,028	3,592,918	2,792,869	3,085,679	84,597	240,106	2,930,170

【款：総務費 項：総務管理費 目：企画費】

- (8) **交通政策推進事業費** 200,085
 (205,282)

市民にとって必要な公共交通サービスの確保を図るため、事業者や行政機関等が参画する地域公共交通会議を運営し、また、バス路線の移譲を受けた事業者に補助金を交付する。加えて、平成 30 年度から、市民が、過度に自動車に依存する生活から公共交通などの多様な交通手段を適度に利用する生活へ自発的に転換するきっかけとなる情報提供やイベントなどを行う。

①地域公共交通会議等運営事業費

関係者間の連携、協力のもと地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項について検証・協議を行う地域公共交通会議を運営し、市域におけるバス等公共交通サービスの確保や更なる利便向上を図る。また、平成 29 年 3 月に策定した尼崎市地域交通計画の進捗管理を行うための会議体を運営する。

②尼崎市路線バス運行支援補助金

市営バス路線の移譲を受けた乗合バス事業者に補助金を交付して、バス交通サービスの維持、確保を図る。

拡充 ③モビリティ・マネジメント推進事業費

- No. 60 マイカー通勤者が公共交通や自転車、徒歩による通勤を一定期間試行する「エコ通勤トライアルウィーク」を実施し、その後の自発的な転換を促す。

- (9) **都市政策推進事業費** 6,121
 (2,763)

- 拡充 総合計画で示す 4 つの「ありたいまち」の実現に向け、その進捗を把握するための市民アンケート調査等の取組に加え、平成 30 年度から、ファミリー世帯の定住・転入促進を中心に、「ありたいまち」を実現するための様々な課題に対応する施策の立案につなげるため、ネットアンケートや人口分析等の取組を展開する。

- (10) **総合計画等推進事業費** 1,000
 (0)

- 拡充 平成 29 年度の後期まちづくり基本計画策定を機に、その計画期間の初年度である平成 30 年度から、市民、事業者、行政がともにまちづくりを進めていくためのよりどころとなる総合計画を改めて共有し、ともに「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを進める。

【款：総務費 項：総務管理費 目：諸費】

- (11) **税外収入還付金** 150,000
 (150,000)

過年度の歳入において、収入超過となった国・県補助金等の返還を行う。

【款：公債費 項：公債費 目：元金】

- | | | |
|-----|-------------------------------------|--------------|
| (1) | <u>市債償還金</u> | 30,034,209 |
| | 市債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金を償還する。 | (23,859,916) |

【款：公債費 項：公債費 目：利子】

- | | | |
|-----|--|-------------|
| (2) | <u>市債利子</u> | 2,065,022 |
| | 市債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする利子を支払う。 | (2,206,578) |
| (3) | <u>一時借入金利子</u> | 19,546 |
| | 歳計現金の収支不足を補うため、歳出予算内の支出に充てた金融機関等からの一時的な借入金等に対する利子を支払う。 | (20,045) |

【款：公債費 項：公債費 目：公債諸費】

- | | | |
|-----|--|------|
| (4) | <u>元利金支払事務取扱手数料</u> | 99 |
| | 住民参加型市場公募地方債の特定の証券借入に係る元利金支払事務取扱手数料を支払う。 | (99) |

【款：諸支出金 項：企業会計等補助金 目：水道事業会計補助金】

- (1) 水道事業会計補助金 4,686
総務省の繰出基準に基づき、水道事業会計に対して児童手当に要する経費の一部を補助する。 (4,450)

【款：諸支出金 項：企業会計等補助金 目：工業用水道事業会計補助金】

- (2) 工業用水道事業会計補助金 1,244
総務省の繰出基準に基づき、工業用水道事業会計に対して児童手当に要する経費の一部を補助する。 (1,276)

【款：諸支出金 項：企業会計等補助金 目：阪神水道企業団補助金】

- (3) 阪神水道企業団補助金 2,831
総務省の繰出基準に基づき、阪神水道企業団に対して児童手当に要する経費の本市負担分を補助する。 (3,075)

【款：諸支出金 項：企業会計等出資金 目：阪神水道企業団出資金】

- (4) 阪神水道企業団出資金 18,466
総務省の繰出基準に基づき、国庫補助の対象となった事業に対し、企業団の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、出資する。 (18,753)



阪神水道企業団尼崎浄水場

【款：予備費 項：予備費 目：予備費】

(1) 予備費	100,000
予備費	(100,000)